

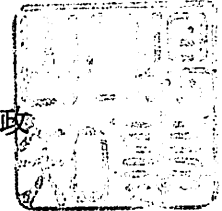
指令令 2 健康増進第 306-673 号

岩国市麻里布町 3 丁目 5 番 5 号
医療法人 新生会 理事長 寺園 久恵

令和 2 年 7 月 16 日付けで申請のありました指定医療機関の更新については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の条件を付して下記のとおり更新します。

令和 2 年 (2020 年) 7 月 31 日

山口県知事 村岡 嗣 政



- 1 指定期間は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- 2 名称、所在地等法第 19 条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）第 35 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 437 号）により特定医療の適正な実施に努めること。

記

指定医療機関番号	名 称	所 在 地
山難医 151	いしいケア・クリニック	岩国市麻里布町 3 丁目 5 番 5 号